

皆さんご存じですか？ 「はかり」には2年に1回の「定期検査」があることを！！

沖縄県計量検定所

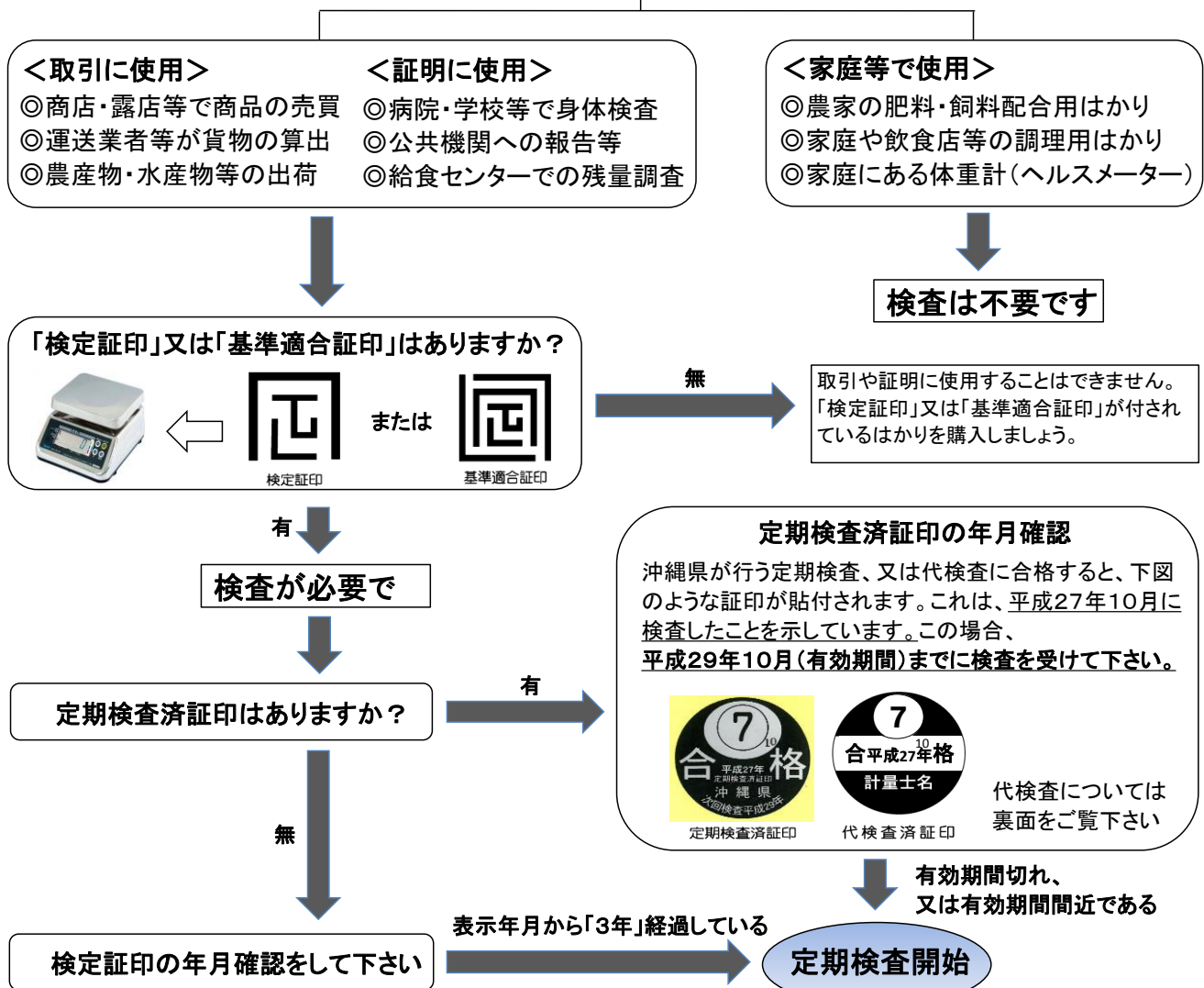
私たちの身の回りには、スーパーの惣菜売り場や農産物の直売所のはかり、給油所の燃料油メーター等、さまざまな「計量器」がありますが、商品の売買や医療行為等に使用する特定の「はかり」については、正しく計量されることへの信頼が確保されなければ、私たちは安心して社会生活を送ることができません。「適正な計量」の実施は、空気や水と同じように私たち社会の基盤をなすものといっても過言ではないのです。このため、「計量法」という法律が作られ、こうした特定のはかりについては、有効期間を定め、「定期検査」を受けることを義務づけ、違反した場合は罰則が設けられる等、適正な計量の実施を確保することとしています。

【はかりの定期検査とは】

「はかり」を長い間使用していると誤差が生じることがあります。誤差が生じた「はかり」の使用は、正確さが保証されないため、「内容量がおかしい！」など、さまざまなトラブルの原因となることがあります。そこで、取引や証明に使用する「はかり」については、2年に1回の定期検査を受けることが義務付けられています。

沖縄県計量検定所では、市町村と連携し地域の公民館等に出向き、定期検査を行っています。日時、場所については、各市町村又は裏面の【お問い合わせ】先までご連絡下さい。

「はかり」



家庭で使用する体重計や料理用はかり等には下図のようなマークがついています。このマークの付いた「はかり」は取引や証明には使用できません。



検定証印の年月確認において不明な点は、裏面の【お問い合わせ】までご連絡下さい。

はかり定期検査のお知らせ

定期検査時期(予定)

	「偶数」年度		「奇数」年度		
	市町村名	検査時期	市町村名	検査時期	
北部	東村	7月	本部町	7月	
	今帰仁村	〃	恩納村	〃	
	国頭村	8月	金武町	8月	
	大宜味村	〃	宜野座村	〃	
離島	伊平屋村	7月	久米島町	7月	
	伊是名村	8月	座間味村	〃	
	渡名喜村	〃	渡嘉敷村	〃	
	南大東村	10月	粟国村	8月	
中部	北大東村	〃	伊江村	〃	
	宜野湾市	10月	糸満市	12月	
	浦添市	11月			
	具志川(うるま市)	12月			
石川(うるま市)	〃				
南部	沖繩市	〃	与那原町	翌年2月	
	八重瀬町	翌年2月			南風原町
	知念(南城市)				玉城(南城市)
	久高島(南城市)				佐敷(南城市)
中部	大里(南城市)		翌年2月	北中城村	翌年2月
	豊見城市	中城村			
	読谷村	与那城(うるま市)			
	嘉手納町	勝連(うるま市)			
中部	西原町	翌年2月	津堅島(うるま市)		
	北谷町				

検査手数料一覧

検出部が電気式のはかりでひょう量1t以下

電気抵抗線式はかり 電磁式はかり	誘電式はかり その他の電気式はかり	
		ひょう量 手数料 100kg以下 1,400円 250kg以下 1,800円 500kg以下 2,200円
ばね式はかり(皿・台型)	その他の手動はかり	手動指示併用はかり
		
<p>◎最小目盛りがひょう量の1万分の1未満のものは手数料の2倍の額とする</p> <p>◎分銅及びおもりの手数料は1個当たり10円追加</p>		ひょう量 手数料 100kg以下 500円 250kg以下 900円 500kg以下 1,500円

◎ひょう量200kg以上のはかりについては、下記の【お問い合わせ】までご連絡下さい。

◎はかりを会場に持ち込む場合は、ストッパーをして、汚れをよく落として来て下さい。

【代検査制度】

計量検定所が行う定期検査の日時に受検できない、台数が多くて持ち込みが困難な場合は、代検査を利用して下さい。検査資格を持った計量士が出張して検査(代検査)を行います。計量士が行う検査に合格すると、下図のような証印が貼付され、計量検定所が行う定期検査が免除となります。料金は下記の業者にお問い合わせ下さい。

名称	計量士	住所	電話番号
沖縄計量器(株)	白川	那覇市松川375-2	886-9374
(株)国際重機	照屋	那覇市安謝653	868-1616
(有)共和サブライ	儀間	那覇市首里儀保町4-101センチュリー宝口503	886-6950
(株)テクノ・スケール	上江洲	沖縄市泡瀬2-36-7	989-8118
(有)サンテクノ	上江洲	うるま市塩屋289-1	973-3468
メジャーサポートうちなー	高橋	うるま市兼箇段1754	974-2607
仲里計量士事務所	仲里	浦添市大平3-10-14	877-1766
(有)沖縄メンテナンス	翁長	八重瀬町後原1169-1	998-6121



代検査済証印

平成27年10月に検査したことを示しています。

「はかり」だけではありません。
私たちの身近にある計量器には「有効期間」があります！！

当計量検定所では、適正な計量実施の確保のため「はかり」の他に、タクシーメーターの装置検査、水道メーターの検定、燃料油メーターの検定も行っています。有効期間の切れた計量器で取引や証明をした場合は「計量法16条」違反になり、罰せられます。

有効期間 ... タクシーメーター : 1年 燃料油メーター : 7年(自動車等給油メーター)
水道メーター : 8年 5年(車載燃料油メーター)

【お問い合わせ】 沖縄県計量検定所 TEL 098-889-2775
宮古事務所 総務課 TEL 0980-72-2551
八重山事務所 総務課 TEL 0980-82-3040